

倫理的基準に基づいたヒト以外の動物種を用いた医学生物学実験の分類

(久原孝俊、アニテックス Vol. 2 No. 5 P. 27 (1990) より転載)

カテゴリー	処置例および処法
<p><b>カテゴリーA</b> 生物を用いない実験、あるいは植物、細菌、原虫、または無脊椎動物を用いた実験</p>	<p>生化学的研究、植物学的研究、細菌学的研究、微生物学的研究、無脊椎動物の研究、組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究、屠場から得た組織を用いた研究、発育鶏卵を用いた研究。無脊椎動物も神経系を持っており、刺激には反応する。したがって、無脊椎動物も人道的に扱わなければならない。</p>
<p><b>カテゴリーB</b> 脊椎動物を用いた実験で、動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われれるもの</p>	<p>実験の目的のために、動物をつかんで保定すること、あまり有害でない物質を注射したり、あるいは採血したりするような簡単な処置、動物の体を検査すること、深麻酔により意識のない動物を用いた実験、短時間（2～3時間）飼料や水を与えないこと、標準的な安楽死法で瞬時に殺処分できる場合、たとえば、大量の麻酔薬の投与、軽く麻酔をかけ鎮静状態に陥った動物を断首することなど。</p>
<p><b>カテゴリーC</b> 脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間持続する痛み）を伴う実験</p>	<p>麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入すること、行動学的実験において、意識のある動物に対して短時間ストレスを伴う保定を行うこと、フロイントのアジュバンドを用いた免疫、苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられる場合、麻酔状態における外科的処置で、処置後も多少の不快感を伴うもの。カテゴリーCの処置は、ストレスや痛みの程度、持続時間によっていろいろな配慮が必要となる。</p>
<p><b>カテゴリーD</b> 脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験</p>	<p>行動学的実験において故意にストレスを加えること、麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの、苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置、苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合、長時間（数時間あるいはそれ以上）にわたって動物の体を保定すること、母親を処分して代理の親を与えること、攻撃的な行動をとらせ、自分自身、あるいは同種他個体を損傷させること、麻酔薬を使用しないで痛みを与えること、たとえば、毒性試験において、動物を死に至らしめる場合、動物が耐えることができる最大の痛みに近い痛みを与えること、つまり、動物が激しい苦悶の表情を示す場合、たとえば、放射線障害をひきおこすこと、ある種の注射、ストレスやショックの研究など。カテゴリーDに属する実験を行う場合には、動物に対する苦痛を最小限のものにするために、あるいは苦痛を排除するために、別の実験計画を考案する責任が研究者にはある。</p>
<p><b>カテゴリーE</b> 麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大限の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置</p>	<p>手術する際の保定のため、麻酔薬を使わずに、筋弛緩薬あるいは麻痺性薬剤、たとえばサクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用を持つ薬剤を使うこと。麻酔していない動物に重度の火傷や外傷を引き起こすこと、精神病のような行動を起こさせること、家庭用の電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと、避けることのできない重度のストレスを与えること、ストレスを与えて殺すこと。カテゴリーEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても決して行ってはならない。カテゴリーEに属する大部分の処置は、国の法律によって禁止されており、したがって、これを行った場合は、国からの研究費は没収され、そして（または）その研究施設の農務省への登録は取り消されることがある。</p>